			認定日					賃貸契約書		
審査処理欄	50 50	否	令和	年	月	日	有		澌	
			備考欄					度認	定	
							有		無	

教育長	課長	係長	係

小・中学	次のと	可教育 とおり	委員会教育長 申請します。	₹ 様	就学援助			現住所	東京都八河	丈島八丈	町	申請日	年 (2人ください)	月
中学校両方に在学し	帯構成 ること ま/	成確認 とを承 と、八	のため、担当 認します。 、丈町から口座	当職員が課税台 E振替払いにて	J認否決定に係る 計帳と住民基本台 で受領する就学扱 よう依頼します。	a帳の閲覧をす 受助費につい		名前	府県					
ている	《申請	<b>持理由》</b>	該当する理	由に <b>☑</b> をつけ <sup>-</sup>	てください。			電話	(	-	-	)	※日中連絡が取れ	る番号
る場合で		1 1	丁民税が非課税で	である。				10 1)	~⑨に該当し	しないが	、経済的に	困っている	00	
でも申請書は		2 E	固定資産税を減免	をされた。			J II	※下記の	)どちらかに 🗸	をつけて	ください。住	宅形態によっ <sup>-</sup>	て、所得基準が異	なります。
請書		3 (	固人事業税を減免	をされた。			↓ <b>  L</b>		] 持家					
1			国民年金保険料を							(賃貸多	2約書の写	し等の提出が	が必要です。)	
で結				を減免又は徴収着			+	な事情》					務係にお問い合わ	
枚で結構です。				支給を受けている 			┥ _						こより、前年に比べて収	入が減少した。
9				貸付の決定を受け *・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<b>⊣</b> −		は当該年度に生計制	維持者の傷病、	死亡及び失踪等	により、前年に比へ	くて収入が減少した。	
				当手帳を有する!  または廃止された	3雇労働者である。 - -		┥  ̄	その他(	明する書類の	担中大忠と	スーレポキリ	1=7		)
			(生計を一にす			かわらず、必ず				延山で水り	10001	749.		
				フリガ			性別			月日		学校	・保育園名 <sub>申請日現在</sub>	審査処
				35 IJX	т	みた続柄						300	中國口水江	
		1				本人		(西暦)	年	月	日			<u> </u>
添		2						(西暦)	年	月	日			
添付書類														
類や申請		3				7		(西暦)	年	月	日			
申請に	申請日													
にあた	現 在	4						(西暦)	年	月	日			
たって	の状況	-				_		,		_				
て必要		5						(西暦)	年	月	日			
な		4						(西暦)	4					
続き		6						(四階)	年	月	日			
<b>手続きについ</b>		7						(西暦)	年	月	В			
い								(DIE)		73				
ては、		8						(西暦)	年	月	В			
裏		Ů						(111)		,,				
面を必				委(	<b>子</b> 状					]座情報	※申請	情者本人の	口座に限る	
を必ずお読みください				٠. ا	_ 7/1				金融機関				銀行・	信用金庫
読	就学援助認定後は、学校給食費の請求及び受領に関する権限/						別認定後は、子校給良費の請求及び受領に関する権限及び	金融	名				信用組合	・農協・労
めくだ	め	委任し	<b>)ます。</b>					機関	支店名			支店 特別出張所	支店番号	
たさい	また、学校納付金(学用品費等)の滞納がある場合は、就学期 費の請求及び受領に関する一切の権限を教育委員会に委任します							口座番号					†	
6								<i>u</i>						
							ゆうち	支店コード					<del>                                     </del>	
	申請者					よ	口座番号							
				□□座振替払い	を希望する。 (右の口)	<b>準情報を記入してくだ</b>	さい。)		ツガナ 座名義					
	支払方	法いず; つけてく	れかに ください。	口座振替払いを希望する。(右の口座情報を記入してくださ							*****	D+-++	\/. <del> </del>	7 A M
				現金払いを	□ 現金払いを希望する。			預	金種目	1	当通 ・	貯蓄・	当座・	その他

## 申請に必要な添付書類(手続き)

▶ 複数の申請理由に該当する場合は、どれか一つの申請理由が確認できる照明書類を添付してください。 状況により、記載している書類以外の証明の提出を求める場合があります。

			申請理由		証明書類				
ф	+	•	町民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均 等割額ともに0円である場合に対象となりま	令和7年1月1日に八丈町に在住されてい た方	町民税の申告手続きが必要です。 詳しくは税務課課税係にお問い合わせください。 ※申告がない場合は、所得不明により申請を取り消すことがあります。				
申請理由が			す。 ※令和6年度の市民税が非課税の方が対象で す。	令和7年1月2日以降に八丈町に転入され た方	令和7年1月1日時点で住所のあった自治体で、令和7年度課税(非課税) 証明書のコピー(6月以降に取得可能)をご提出ください。				
① ④ ⑤ ®		2	固定資産税を減免された方 ※新築住宅減額は対象外です。	○固定資産税・都市計画税(土地・家屋)税額変更通知(コピー) ※令和5年度分または6年度分を提出してください。					
9	ŀ			 ○個人事業税減免決定通知書(コピ-	_)				
⑨で申請者		3	個人事業税を減免された方	※令和6年度分または7年度分を提出してください。					
者がひとり	+	4	国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象 となります。	い 〇国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 (コピー) ず 〇国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 (コピー) れ 〇 (上記のいずれもないとき) 年金事務所が発行する証明書 ( 原本)					
親 ひ と 場 合			(保護者全員分の書類が必要です。)	※4月1日現在で減免を受けていることを証明する書類を提出してください。 ※随時申請の場合、申請日現在で減免を受けていることを証明する書類を提出してください。					
り 親家 申 譲 請	•	5	国民健康保険料を減免または徴収猶予 された方	○国民健康保険料(変更)決定通知書(コピー) ※令和7年度分を提出してください。 ※どちらの場合も、全体をコピーしたものが必要です。					
の確認 をご確認者に配偶者がいな		6	児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは 違います。ご注意ください。 ※ 児童扶養手当を受けている児童生徒が対 象です。	○児童扶養手当認定通知書(いず ※4月1日現在、もしくは申請日まれた。) ○ (上記のいずれもないとき	住所が確認できるページのコピー) コピー) 見在で支給を受けていることを証明する書類を提出してください。 ) 児童扶養手当受給証明願(原本) 日時点での支給額が記載されているもの。				
くだっとを		7	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	〇生活福祉資金貸付決定通知書(コピー) ※令和7年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出してください。					
証明する書類が必要です		8	「雇用保険被保険者手帳」を有する日 雇労働者の方 ※4月1日もしくは申請日が有効期間内に含 まれている方が対象です。	○雇用保険被保険者手帳(名前・住所・有効期限が確認できるページのコピー) ※手帳を有する方以外の保護者の所得の証明が必要です。(①もしくは⑨をご参照ください。)					
が 必 要 る		9	生活保護を停止または廃止された方	〇生活保護停止・廃止決定通知書(コピー) ※令和7年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。					
व		9	①~⑧に該当しないが、経済的に困っ ている方	令和7年1月1日に八丈町に在住されてい た方	町民税の申告手続きが必要です。 詳しくは税務課課税係にお問い合わせください。 ※申告がない場合は、所得不明により申請を取り消すことがあります。				
			※案内に記載している所得基準額以下の方が対象です。	令和7年1月2日以降に八丈町に転入され た方	令和7年1月1日時点で住所のあった自治体で、令和7年度課税(非課税) 証明書のコピー(6月以降に取得可能)をご提出ください。				

## ひとり親家庭の確認

▶ 申請理由①・④・⑤・⑧・⑫については、申請者がひとり親の場合、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。 ※令和7年度のひとり親・寡婦控除を申告済の場合は書類添付は必要ありません。

事由	証明書類(コピーでも可)
ひとり親家庭医療証を交付されている	〇ひとり親家庭医療証
令和7年1月1日以降に配偶者が死亡	〇住民票除票、死亡者が記載された戸籍など
離婚が成立している	〇申請者の戸籍(※)、離婚届受理証明書(申請日より3カ月以内に受理されたもの)など
離婚調停中等である	〇調停申立書など
遺族年金を受給中である	○直近の年金振込通知書 ※4月1日現在、もしくは申請日現在の受給を証明する書類
その他	〇申請者の戸籍(※)、領事館等発行の独身を証明する書類など

※戸籍の場合は、4月1日現在、もしくは申請日現在で申請者がひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明(抄本)」又は「全部事項証明(謄本)」(3カ 月以内に発行されたもの)を提出してください。(お子さまの戸籍、離婚日の記載は無くてかまいません。)

## 借家等の確認

## お問い合わせ先

- ▶ 申請理由⑨で申請する場合で、借家等にお住いの場合は、そのことを証明する書類の提出が必要です。
- 記載方法については、「就学支援制度のお知らせ」をご確認ください。 ▼明点がありましたら、教育課庶務係(04996-2-7071)までお問い合わせく ださい。※学校では対応できません。